

葛飾区バリアフリー
交通安全特定事業計画
新小岩駅周辺地区

平成24年3月

東京都公安委員会

**葛飾区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「新小岩駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、葛飾区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「新小岩駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	主要地方道千住 小松川葛西沖線	平和橋通り	区道604号～坂本病院	新小岩駅	新小岩地区センター、 坂本病院
②	主要地方道御徒 町小岩線	蔵前橋通り	⑦葛898号～新小岩公園		たつみ憩い交流館、紳 士服のコナカ新小岩店
③	葛9号		②蔵前橋通り～新小岩学び交流館		児童会館、新小岩学び 交流館
④	区道538号		①平和橋通り～⑤区道538号		
⑤	区道538号		②蔵前橋通り～区道539号		
⑥	区道538号～ 新小岩公園 (未認定道路)		⑤区道538号～新小岩公園		新小岩公園
⑦	葛898号		②蔵前橋通り～⑧葛898号		
⑧	葛898号				
⑨	葛309号	南口駅前広場			旬鮮館新小岩店、西友 新小岩店・クッターナ
⑩	葛8号				
⑪	南北自由通路 (未認定道路)	南北自由通路	⑨南口駅前広場～⑩葛8号		
⑫	葛937号	葛歩1号・ス カイデッキた つみ	⑧葛898号～⑩葛8号		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
①	主要地方道千住小松川葛西沖線	区道604号～坂本病院	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	平成23～27年度
②	主要地方道御徒町小岩線	⑦葛898号～新小岩公園	同上	同上
③	葛9号	②蔵前橋通り ～新小岩学び交流館	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保) 横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施 (2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み (3) エスコートゾーンの整備(注1) ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施 (2) 葛飾区による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施 (3) 葛飾区と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施	平成23～27年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

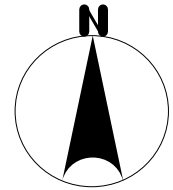
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の秩序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

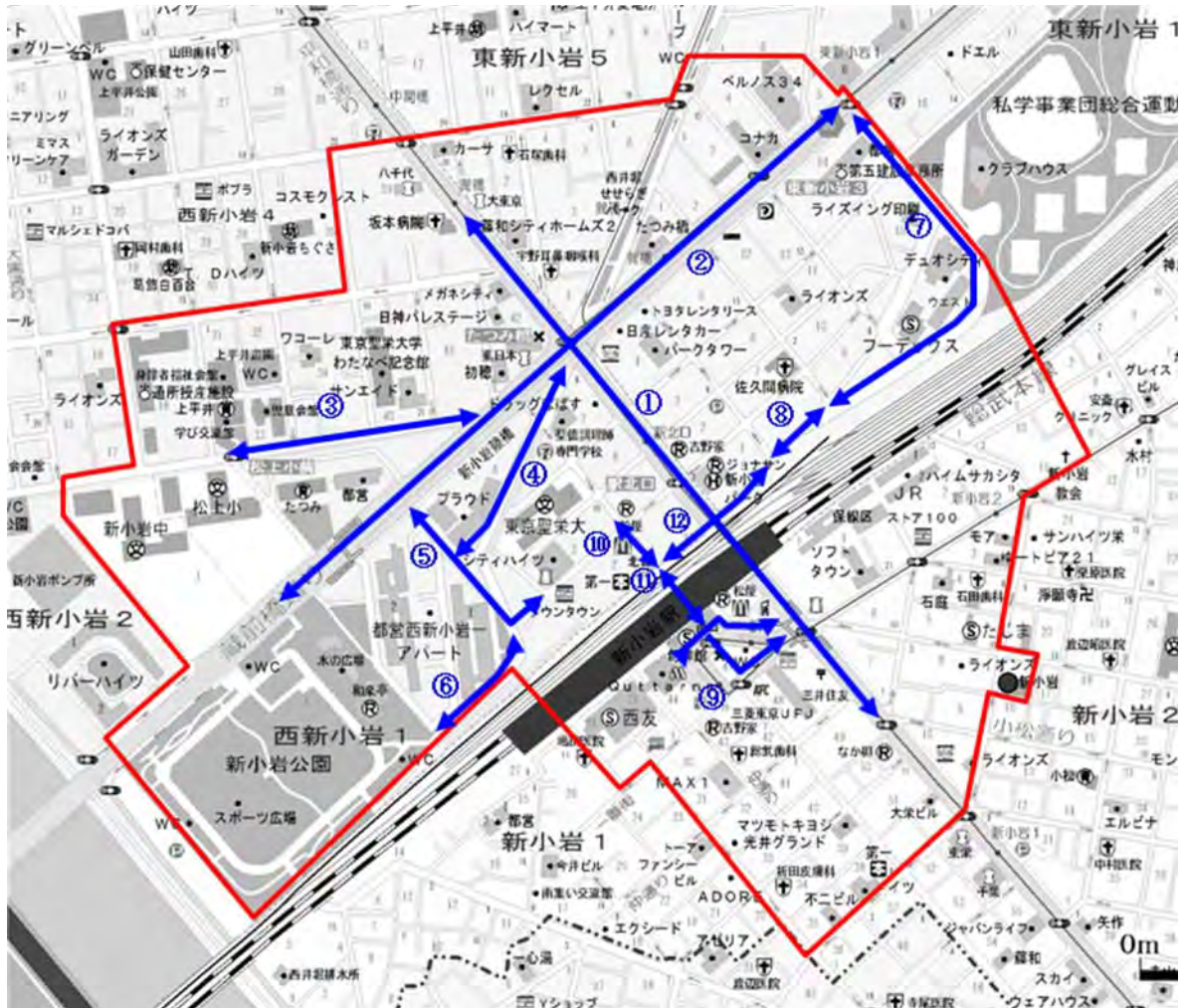
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図





区市町村名	葛飾区
重点整備地区名	新小岩駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

 : 重点整備地区

 : 道路の区間 (生活関連経路)